金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	んぎん証券株式会社	
■取組方針掲載ページのURL:	https://www.gunginsec.co.jp/gyomuunei/	
■取組状況掲載ページのURL:	https://www.gunginsec.co.jp/common/pdf/pdf_gyomuuneitorikumi.pdf	

		原則	実施•不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則	【 順客の長替の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客 に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図 るべきである。金融事業者は、こうした業務連営が企業文 化として定着するよう努めるべきである。		実施	取組方針 「1はじめに」 「2 お客さまの最善の利益の実現」 「7.人材育成・評価」 アクションブラン 「1 お客さまの最善の利益の実現」 「6.人材育成・評価」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (1)お客さまの最善の利益の実現(P4~P6) (6)人材育成評価(P14)
2	(注)	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位 の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を 図ることにより、自らの安定した顧客為と収益 の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	取組方針 「1はじめに」 「2お客さまの最善の利益の実現」 「7.人材育成・評価」 アクションブラン 「1お客さまの最善の利益の実現」 「6.人材育成・評価」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (1)お客さまの最善の利益の実現(P4~P6) (6)人材育成評価(P14)
	金融性については、当計	反の適切な管理] 事業者は、取引における顧客との利益相反の可能 いて正確に把握し、利益相反の可能性がある場合に 该利益相反を適切に管理すべきである。金融事業 そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定す ある。	実施	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションブラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P7~P8)
原則3	(注)	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の 願客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合・ 金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合・同一主体又はグループ内に法人営業部門と適用部門を有しており、当該連用部門が、資産の連用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションプラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P7~P8)
原則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料 その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサー ビスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよ う情報提供すべきである。		実施	取組方針 「4.手数料等の透明性向上」 アクションブラン 「3.手数料等の透明性向上」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (3)手数料等の透明性向上(P9)
	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客の情報の非対称性があることを 踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サ 一ビスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解で きるよう分かりやすく提供すべきである。		実施	取組方針 「5重要な情報のわかりやすい提供」 アクションプラン 「4.重要な情報のわかりやすい提供」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (4)重要な情報のわかりやすい提供(P10~P11)
	(注1)	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由し顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する融高品・サービスに販売・推奨等を行う金融商品・サービスにの、配客に販売・推奨等で行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	取組方針 「5 重要な情報のわかりやすい提供」 アカンプラン 「4.重要な情報のわかりやすい提供」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (4)重要な情報のわかりやすい提供(P10~P11)
原 則 5	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをバッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、バッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	実施	取組方針 「5重要な情報のわかりやすい提供」 アクションブラン 「4.重要な情報のわかりやすい提供」(3)	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (4)重要な情報のわかりやすい提供(P11)
	(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	取組方針 「5.重要な情報のわかりやすい提供」(2) アクションブラン 「4.重要な情報のわかりやすい提供」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (4)重要な情報のわかりやすい提供(P10~P11)
	(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うへきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配定した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	取組方針 「5.重要な情報のわかりやすい提供」 アクションブラン 「4.重要な情報のわかりやすい提供」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (4)重要な情報のわかりやすい提供(P10~P11)
	(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を 促すべきである。	実施	取組方針 「5重要な情報のわかりやすい提供」 アクションブラン 「4.重要な情報のわかりやすい提供」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (4)重要な情報のわかりやすい提供(P10~P11)

	原則		実施·不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
	金融引目的	ふさわしいサービスの提供】	実施	取組方針 「6.お客さまにふさわしい商品・サービスの提供」(1) アクションブラン 「5.お客さまにふさわしい商品・サービスの提供」(1)~(3)	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (5)お客さまにふさわしい商品・サービスの提供(P12~P13)
	(注1)	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の品に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフブラン等を踏まえた目標資産館や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスの投案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の存を超えて横断的に、類傾商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	取組方針 「5.重要な情報のわかりやすい提供」 「6.お客さまにふさわしい商品・サービスの提供」 アクションプラン 「4.重要な情報のわかりやすい提供」 「5.お客さまにふさわしい商品・サービスの提供」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (4)重要な情報のわかりやすい提供(P10~P11) (5)お客さまにふさわしい商品・サービスの提供(P12~P13)
	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	実施	取組方針 「5.重要な情報のわかりやすい提供」 アクションブラン 「4.重要な情報のわかりやすい提供」(3)	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (4)重要な情報のわかりやすい提供(P11)
原則 6	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の 組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象 として想定する翻客属性を特定・必表するとともに、 商品の販売に携わる金融事業者においては、それ を十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適 合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	実施	取組方針 「6.お客さまにふさわしい商品・サービスの提供」(1) アクションブラン 「5.お客さまにふさわしい商品・サービスの提供」(1)~(3)	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (5)お客さまにふさわしい商品・サービスの提供(P12~P13)
	(注4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融 商品の販売・推奨等を行う場合、金融取引被書を 受けやすい属性の願客グループに対して商品の販 売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応 に、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審 査すべきである。	実施	取組方針 「6.お客さまにふさわしい商品・サービスの提供」(1) アクションブラン 「5.お客さまにふさわしい商品・サービスの提供」(1)~(3)	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (5)お客さまにふさわしい商品・サービスの提供(P12~P13)
	(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の 仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顕 客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本 的な知識を得られるための情報提供を積極的に行う べきである。	実施	取組方針 「6.お客さまにふさわしい商品・サービスの提供」(2)~(3) アクションブラン 「5.お客さまにふさわしい商品・サービスの提供」(4)	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (5)お客さまにふさわしい商品・サービスの提供(P13)
	(注6)	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の相成に供わる金融事業者に対し、金融商品と実際に購入した顧客属性に関する情報を提出するたび、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	実施	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」(2) アクションブラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」(3)	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
	(注7)	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	実施	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」(2) アクションブラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」(3)	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
原記	【従業員に対する適切な職機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		実施	取組方針 「7.人材育成・評価」 アクションブラン 「6.人材育成・評価」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (6)人材育成・評価(P14)
月 7	(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されている 注を含む)に関して実施する内容及び実施しない 代わりに関して表策の内容について、これらに 携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の 業務を支援・検証するための体制を整備すべきで ある。	実施	取組方針 「1.はじめに」 「2.お客さまの最善の利益の実現」 「7.人材育成・評価」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (1)お客さまの最善の利益の実現(P4~P6) (6)人材育成・評価(P14)

	原則		実施·不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
補充原則1	の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携		非該当	取組方針 「2.お客さまの最善の利益の実現」 「3.お客さまの最善の利益の実現」 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションプラン 「1.お客さまの最善の利益の実現」 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (1)お客さまの最善の利益の実現(P4~P6) (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
	【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うととは、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。		非該当	取組方針 「2.お客さまの最善の利益の実現」 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションブラン 「1.お客さまの最善の利益の実現」 「2.お客さまの最善の利益の実現」 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (1)お客さまの最善の利益の実現(P4~P6) (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
補充原則2	(注1)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管変数性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有職者のはか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションブラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
	(注2)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションブラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
	をあるの 願想をある 願想をある 悪定の理たの願	(品の組成時の対応) 協の組成時の対応) 協品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズ した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致す であるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品として 性等を検証すべきである。 、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、 最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な 移属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者 て十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションブラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
補充	(注1)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するともに、恣意性やにない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションブラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
原則3	(注2)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客 属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク 等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、 取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として 具体的に定めるべきであり、必要に応じて犯定される 販売方法にも留意すべきである。その際、商品を博入 すべきでない顧客(例えば、元本設積のおそれのある 商品について、元本建保を目的としている顧客等も 特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分 配手法等が特殊な金融商品については、どのような 顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、 それが当該金融商品については、どのような 最をニーズに合致させるよう組成しているのか、また、 それが当該金融商品に適切に反映されているか検証 を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべ きである。	非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションブラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体 として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客の ニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品 の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金 融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必 要に応じて実態把握のための調査等に即り組むべき である。また、金融商品の販売に携わる金融事業者との 間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行う べきである。	非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションブラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)

	原則		実施·不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
	【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトが、ナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。		非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションブラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
補充	(注1)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の 検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間 の下でリスク・リターン・コストのパランスが適切かどう かを継続的は検証すべきである。当該を融商品により 提供しようとしている付加価値の提供が達成できない 場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、 様上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組 成、提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナ ンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきで ある。	非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションプラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
光原則 4	(注2)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複 雑さかリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組 成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に 携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携す べき内容は、より良い金融商品を顕常に提供するため に活用する観点から実効性のあるものであるべきであ り、実際に購入した聯客属性に係る情報のほか、例え ば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる、金融 商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受け られない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法 の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売 に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検 証結果については、必要に応じて金融商品の販売に 携わる金融事業者がら得られた情報を踏まえた検 証結果については、必要に応じて金融商品の販売に 携わる金融事業者が同じて金融商品の販売に	非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションブラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、適用の外 部委託を行う場合、外部委託先における適用について も検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて 金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品 の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わ る金融事業者の間で連携する情報については、必要に 応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 アクションブラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8)
	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金 融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やブロダクトガ パナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきであ る。		非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 「5.重要な情報のわかりやすい提供」 アクションプラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 「4.重要な情報のわかりやすい提供」	2「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8) (4)重要な情報のわかりやすい提供(P10~P11)
補充原則 5	(注1)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その連用体制について個々の金融商品の商品で開始に応じた情報提供を行うさである。例えば、連用を行う者の判断が重要となる金融商品については、当後金融等を開からできる。といては、当後金融等を関からできる。といては、当後金融等をできる。 本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は連用チームの構成や業務実績等を情報提供し、又は連用チームの構成や業務実績等を情報提供し、又は連用チームの構成や業務実績等を情報提供し、マは連用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 「5.重要な情報のわかりやすい提供」 アクションプラ 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 「4.重要な情報のわかりやすい提供」	2「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8) (4)重要な情報のわかりやすい提供(P10~P11)
	(注2)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品 の商品性に関する金融 に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提 供を行うべきである。	非該当	取組方針 「3.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 「5.重要な情報のわかりやすい提供」 アクションプラン 「2.お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定」 「4.重要な情報のわかりやすい提供」	2.「お客さま本位の業務運営」の取組状況 (2)お客さまのお役に立つ商品・サービスの選定(P8) (4)重要な情報のわかりやすい提供(P10~P11)

【照会先】

Lm A Zu				
部署	営業統括部			
連絡先	027-289-8545			